



帯行政第 34 号

平成 30 年 8 月 7 日

帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 兼
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成 30 年 3 月 26 日付帯監査第 1 2 5 号及び第 1 2 7 号において報告のありました平成 29 年度下期定期監査及び行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 12 項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
<p>公の施設における使用料の減免について監査した結果、条例等に基づき、おおむね適正に行われていることが認められました。</p> <p>しかしながら、一部の施設において減免基準が整備されていないものや減免決定時における要件の審査が不十分なものがありました。また、減免登録団体などが施設を利用する場合、減免申請手続が簡素化されていることから、本来は減免決定の通知を行うべきところ、これを省略しているものも見受けられました。</p> <p>こうしたことから、減免決定においては、審査に万全を期されますとともに、減免決定の通知については、実態などを十分に考慮したうえで、より効率性を踏まえた手法を検討されますことを望みます。</p> <p>使用料の減免は、公益上の必要性や負担能力などに応じて行う特例的な措置であり、公平かつ公正に取扱う必要がありますことから、その判断の基礎となる減免基準の整備を図るなど、社会情勢や市民ニーズに適応した制度運用がなされますよう期待いたします。</p>	<p>今回の行政監査では、公の施設における使用料の減免について、条例等に基づき、おおむね適正に行われているものの、一部に事務処理の不足等があったことから、適正な事務執行を図ることはもとより、社会情勢や市民ニーズに適応した制度運用に努めていくことが必要であるとの結果でした。</p> <p>多くの指摘があった使用料の減免の事務手続については、減免適用に関する確認を徹底し、減免決定の通知漏れを防ぐための業務手順の整備や、効率的な減免決定通知をするための規則改正等を行いました。</p> <p>公の施設における使用料の減免について、今回の行政監査で指摘のあった事項について、今後も継続的に各課・各施設で改善や検討を進め、適切な事務の執行に努めていきます。</p>